

明 る い 東 海

日本共産党東海村委員会
日本共産党議員団

永井一郎
TEL/FAX(282)2684
白方1475

大名美恵子
TEL/FAX(284)0761
E-mail oona_toukai@yahoo.co.jp
村松2401 - 2

(発行者)

くらし脅かす大増税は認められない

六月定例議会

六月十四日閉会した今議会では、〇六年度の地方税法「改正」にもとづく、東海村条例、東海村都市計画条例、東海村国民健康保険条例の各一部を「改正」する条例が議案提出されました。
小泉内閣の「三位一体の改革」の区切りの年度として、約三兆円の税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の負担調整措置の強化などによるものです。これらの税条例一部「改正」は全体として住民に大増税をもたらすもので、日本共産党は反対をいたしました。
他の議案や一般質問でも住民の命・くらしを守る立場で奮闘しました。

村民税、大増税案を可決

共産党は反対

六月議会では、村民税を

中心に大増税案が可決されました。自民・公明の現政府は、所得税を中心に特別減税の廃止や配偶者特別控除や高齢者控除の廃止など増税政策を押しすすめて来ました。一年おくれでこれらの結果は村民税にうつり大幅な増額になった人が増えています。
これに加えて今度の増税です。本会議で行われた論議を紹介します。質問者は永井一郎議員です。
問 三位一体の改革の結果、所得税から村民税に税源が移行されるが、実態はどうか。
答 十九年度の村民税増税分は三億一千万円。このうち特別減税分増が一億一千万円ですから、純増分は約二億円です。
問 所得税から村民税に税源の移譲が行われて東海村の収入減はどの位になるか。
答 今政府からいただいたいる所得譲与税は廃止になります。その差は約六千万円になります。特別減税がなくなる分を合わせるも三億一千万円収入減となります。



永井一郎(十一期)
建設・経済・環境委員会
議会運営委員
原子力問題調査特別委員会



大名美恵子(二期)
文教・厚生委員会
ひたちなか地区問題調査
特別委員会

問 個人の場合、所得税減分と村民税増分と合わせては実質変わらないと説明されていますが実態はどうか。
答 村では試算していませんが、そのような説明はつけています。
問 村民税が大幅に上がる場合、国保税、保育料は連動して上がるのではないか。
答 国保税は総所得金額に変化がなければ同じです。保育料の賦課規程は所得税の課税額でありますので所得税が下がれば引下げがあるかも知れません。

高齢者への大増税の中止を求める申し入れ

日本共産党国会議員団

昨年からの年金生活世帯などの高齢者の所得税が増税され、今年度からは住民税が増税となった。
(中略)

この増税による被害者は所得税・住民税だけでも五百万人以上で、高齢者の五人に一人が増税となる。増税にはならなくても国民健康保険料が増えるという人を含めれば、さらに多くの高齢者に影響が広がること

すべての高齢者から保険料を徴収する

新しい後期高齢者医療制度

七十五歳以上のすべての高齢者については、平成二十年度から新しい医療保険制度になります。この人達は今迄は「老人医療保険制度」により各機関からの拠出金の支出によって支えられてやって来ました。保険料の徴収はありませんでした。したが、今度は、七十五歳以上の人はこの制度から分離され新しい保険制度になります。
市町村の責任管理から、県内一つの広域連合へ

老人医療制度は市町村の単位組織で組まれておりましたが、今度は県内一つの広域連合組織になります。保険料の決定も県内一本で決められます。
すべての老人は保険料月額約六千円(推定)年金から天引される

今までは、扶養家族の老人は非課税あつかいでしたが、今度はすべての老人が保険料をとられることになります。徴収も介護保険同様年金天引となります。こ

問 今回行われる固定資産税の負担調整率の変更は増税につながるのか。
答 今度の負担調整措置の見直しによって、前年度の課税標準額より五%上がります。
また、負担水準が二十%に達していない土地について

では農地を除いて一気に二十%上がった課税標準額になります。十九年度の固定資産税は約六千万円の増税になります。
問 たばこ税は一本一円増税といわれていますが。
答 十八年度七月以降の増税分は約一千四百万円にな

ります。
問 今までの損害保険控除は全廃されるときくが。
答 全廃されません。地震保険しか認められません。
これがほぼ全体の様子です。村民の負担は益々重くなります。

ど、今後もしない負担増が連続して押しつけられようとしている。これらは高齢者が耐えられる限度をはるかに超えるものといわなければならぬ。
よって、次の二点を緊急に申し入れる。
一、いま実施されている高齢者への大増税については、ただちに中止し、見直しをはかること。
二、今後実施予定の増税については、凍結すること。
(七月四日政府に申し入れた内容)

の状況では生活費に回る年金がなくなってしまうと心配しています。
老人の保険料は医療費の割ときまっていますから医療費の増えれば増額されることになるでしょう。
近い将来、国民健康保険制度も改定される見込み
このやり方は、近い将来国保にも適用されるだろうといわれています。東海村のような比較的財政力のある自治体は、一般財源から国保の会計に拠出金を出して税の引き上げを押さえて来ました。しかし国保も広域連合に変わった場合、この方式は許されません。当然国保保険料(税金)の一気の引上げが予想されます。国民の力を結集して制度の改悪を押さえなければなりません。
東海村の福祉部長も議会答弁の中で「七十五歳以上の後期高齢者については新たな負担増ということでは制度の悪化、改悪と評価しています」とこたえています。

保育士の配置基準は

保育現場の実状に沿った

村独自の基準を

二つ目の質問で大名美恵子議員は、保育所保育士の配置基準に関する問題ととりあげました。

日本共産党は、国民の安全や暮らしに直接かわる公共サービスの切りすてにつながることから、行革関連五法案に反対しました。特に「行革推進法」は、

地方公務員三百万人のうち、国が基準を定める教育、福祉、消防警察などの分野二百万人について、基準を低めて削減することを打ち出しており、住民の安全や暮らしを脅かす問題として認められません。

大名議員は、「乳幼児の発達には個人差があり、単純に国の配置基準が当てはまるとは限らない。村独自

に努力した配置がされていると思うが、それでも十分とは言えないのではないかと法施行に伴い今後、具体的な数値目標を掲げての制度設計が示されると思うが、本村においては、引き続き保育現場の実態にそった配置策をとられるよう求める」として、村の考え方を問いました。

福祉部長は答弁で、「村では、三歳児についてのみ、年齢的に大変重要な時期であることから、国の基準が二十人(保育士一人あたり)のところ、十六人にしてはいる。行革推進法は、

実際住民の安全や暮らし、少子化、高齢化に直接結びつくもの。関連する行政職員を削減することで、付随



この子らのすこやかな成長を願って

して配置基準による民間事業者の各種サービスの質を落とすことになり、削減することが一概に国民の要望やニーズに合致するののか疑問も残る。

この意味から、国が新しい基準を実施した段階でも村の方針をしっかりと定め、保育行政に臨んでいきたい」と述べました。

続いて大名議員は、「この分野は充実こそすれ、絶対に引き下げるようなことはあつてはならない分野です。この観点を引き続き継続するよう求めます」と要望しました。

軒なみ上がる老人医療費

高齢老人に対する負担増はこれから増々きびしくなります。これは結果は耐え難い負担を老人に与えるでしょう。

その実態をお知らせします。○十八年度十月より変わるもの

七十歳以上の現役並の所得者。夫婦で年収六百二十万以上、単身で年収四百八十四万円以上

現行二割負担(十八年八月より)が三割負担となります。

村の努力で、障害者の施設利用料の軽減策を

大名美恵子議員は、三つ目の質問で、障害者自立支援法の実施により、大幅な負担増を強いられる当事者の負担軽減をはかる村独自の施策を執るよう求めました。

大名議員は、負担増の事例をあげ、「障害区分がAで施設入所の二十七歳のあり方は、毎月の収入が障害基礎年金の八万三千元。これまでの支援費制度での自己負担は、利用料の一分として月三万四千円程度だったのに対し、自立支援法では住民税非課税世帯だったため、食費・水光熱費の実費負担と、利用料の一分で総計月九万円余りの負担見込みとなった。余りの負担増に驚いていたと

○七十歳以上で慢性的病気のため療養病床に入院する患者

十八年十月より、食費・居住費の自己負担が増える。合わせて平均二万八千円ふえる。

○人工透析患者

これまで一万円の自己負担上限値が七十歳未満で月収五十三万円以上の人は二万円に引き上げられる。○二十年四月より実施されるもの

一般の所得の七〇歳から七四歳までの老人。

ころ、役場の配慮により世帯分離を行った結果、月五万五千円程度に軽減された。しかし、それでも二万円強の負担増であること、その上予定より多く休めば、一日千六百円のキャンセル料が発生する。さらに大変なのは、月の収支差額残は二万八千円を小遣いとして残すこととされているが、衣類や身の回り品、施設行事に係る費用などが自己負担なためとても足りない。許せないのは悪法だが、行政は悲鳴をあげている障害者に手をさしのべ、世帯分離や住所変更のみならず、さまざまな軽減策を生みだし、障害者が生きる希望をもてる対応を求めたい。実態はどのようか

大名議員は要望として、「できるだけ障害者の生活実態把握に努め、制度周知や情報の提供を丁寧に行い、抱えている問題が解決するよう対応していただきたい。また当事者共通の願い、村独自の軽減策を実施すること」を求めました。

現行一割負担から二割負担に倍増する。

七五歳以上の一般の所得老人は現行一割のまま。

知らなければ申請できない 就学援助制度を広く周知して

四つ目の質問で大名美恵子議員は、就学援助制度のはば広い周知と基準の見直しを求めました。

大名議員は、「本村の就学援助対象割合が、中学校で七、六五%、小学校で四、六五%(いずれも昨年度)合計で五、五一%と県平均とほぼ同様。しかし、茨城県は全国四十四番目と低い水準であることから、制度の周知、基準の見直しが必要と考える。憲法や教育基本法がうたっているすべての子の教育を受ける権利と機会を保障するために、行政の果たす役割は大きい。全国の経験に学んで積極的にその役割を果たすよう求めました。

大名議員は要望として、基準の見直しについても検討するよう求めました。

要保護及び準要保護児童生徒の 援助費補助金事務処理等について

準要保護の認定について 要保護世帯以外で次のいずれかに該当する保護者のうち、市町村教育委員会において補助が必要と認められる者

- (ア) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者。各法に基づき
- (イ) 保護の停止又は廃止
- (ロ) 市町村民税の非課税
- (ハ) 市町村民税の減免
- (ニ) 個人の事業税の減免
- (ヒ) 固定資産税の減免
- (ヘ) 国民年金の掛金の減免

- (キ) 国民健康保険料の減免または徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当の支給
- (ケ) 世帯構成貸付補助金による貸付

- この他の者で次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者が日雇労働者
- (イ) 保護者の生活不安定
- (ウ) 学校納付金の減免
- (エ) 学校納付金の納付状況が悪い者、保護者の生活状況が極めて悪い。
- (オ) 経済的理由による欠席が多い者



「国を愛する心」は 自然に育まれるもの

永井一郎議員は一般質問の冒頭に教育基本法改正問題をとり上げました。

永井議員は改正案原案にもられた国を愛する態度の養成についてとり上げ、「国を愛する態度」というものは、教えて植えつけてつくり上げるものでなく、人間の家庭生活や社会生活の中で自然につくり上げられるもので国を愛する態度を徳目或いは教課として組むことは避けるべき」としました。

徳目は授業か

さらに、改正案で新しく徳目が二十項目決められている問題について「徳目が授業、評価、発表ということになれば、教育の国家指導につながるのではないかとただしました。

人や国家に強制されるものではない

教育長は「国を愛する態度は人や国家に強要されるものでなく、日本の長い歴史や伝統を学び、日本の美しい自然や文化に触れることを通して、日本人としての誇りと自覚が生まれてくるもの」と答えました。

住民の新たな負担増に反対 国保条例の審議から

日本共産党の大名美恵子です。私は承認第三号、東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分承認について反対の立場から討論を致します。

今回の条例改定は、国民健康保険法施行令の一部改定をつけて発生する、住民の新たな負担増に対し二〇〇六年度、二〇〇七年度の二年間のみの経過措置として行われました。

公的年金等控除における、六十五歳以上の方の上乗せ措置が廃止され、控除の最低保障額が百四十万円から百二十万円に、二十万円の引き下げとなったこと

と、また、所得控除のうち六十五歳以上の方に対して適用される老年者控除が廃止されたこと、さらに、介護納付金の課税限度額が八万円から九万円に一万円の引き上げとなったことは、住民に新たな負担増を強い、くらしを脅かすことにつながるものとして認められませぬ。今、生活の不安定さを無くし、くらしを支援するための拡充こそ求められていました。

よって東海村国民健康保険条例の一部改正に反対を表明し、承認第三号に反対の立場からの討論と致します。

も平和で民主的な社会の形成者としての道徳的価値だと考えております。これらは教科学習とは内容が違いますが、評価すべきものとは考えておりません」と答えました。

「国民に直接責任を持って」
がなくなる改正案

現基本法第十条には「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負って行われるべきである」として示されているが、この項が新法案ではなくなっているが、これは

教育という分野が政治の不当な支配を許さない自主性をもつ分野であることと国民に直接責任を持つて接し、他の介入を許さない独立した分野であることを示しているが、改正案で示されている「国の教育振興計画」は教育の神髄を貫いたものになるのか。

集中豪雨対策は万全か 原研道路周辺、東部排水路

今年の梅雨は雨量が多いのが特徴でした。これから秋まで台風シーズンを前にして常習水害地帯の住民は心配の毎日を送っています。

永井一郎議員は「原研道路周辺では床上浸水もあり、白方田圃では、稲の上

大名美恵子議員は、「絆」への新たな進入路等の設置要望について質問でとりあげました。

村道二一四八・二一四九号線の改良工事要望とあわせ、かねてより出されていた二一四八号線から「絆」へ通ずる新たな進入路、または遊歩道などの設置について、要望書を提出した際

教育という分野が政治の不当な支配を許さない自主性をもつ分野であることと国民に直接責任を持つて接し、他の介入を許さない独立した分野であることを示しているが、改正案で示されている「国の教育振興計画」は教育の神髄を貫いたものになるのか。

地方の主体性大切

教育長はこの問題に正面からは答えず「地方によって教育環境の実情が違うので地域の主体性が大切」と答えるにとどまりました。

下流等洪水対策は

建設水道部長は「都市下水路の支線及び道路側溝の一部について、汚泥の堆積状況を調査しその撤去作業をすすめています。雨水の

に水が乗り土壌が流される被害があいついでいる。今年の対策は万全か」とただしました。

部長は「原研道路の側溝排水は、原研の方を向いて左側に偏っていますのでそれを右側にふり分ける排水が可能になると考えています」とのべある程度のことから方向を示しました。

の実現の見通しをどう見るか問いました。

建設水道部長は、「絆」への進入路または遊歩道などの整備計画は、現在のところない。進入路等を除いた二一四八号線の道路については、地域住民と協議のうえ整備手法について検討していければと考えると述べました。

政治の教育介入は許さない

永井議員は最後に学力テスト問題の最高裁判決を取り上げ、判決では「日本の国は政党政治の政治形態をとっているが、教育は逆に人間の内面に対する価値に関する文化的営みだから、政治と教育は違う原理を持つていて、故に教育内容に対する国家的な介入はできるだけ抑制的でない限りならない」としているが新法案には明記されていないがどう考えるか、とただしました。

流れを分散する工事も行っています」と答えました。

永井議員は再質問で「原研道路等の排水については設計会社にシミュレーションを頼んだときいているがその結果見通しはあるのか」と追求しました。

福祉部長の答弁では、「要支援一・二の認定を受けた方、ケアプラン作成業務は、委託と直営の二本立てでとりくんでいる。ケアマネジャーの受託業務は一人あたり八件を限度とする旨明確化されているが、経

府関与の抑制については抑制的であることが望ましいと考えている」と答えました。

教育長は「教育に対する

国民保護法にもとづくテロ訓練は県としては本年九月二十九日に東海村で行われることになっています。

これには国家機関である自衛隊、警察等が本格的に参加、その指令によって、今

教育に対する国家的介入は抑制的が望ましい。

教育長は「教育に対する

地域包括支援センター
利用者には不都合が生じていないか

大名美恵子議員は、一般質問で、四月に開所した地域包括支援センターの介護予防支援業務に関して取り上げました。

一月に介護報酬改定が突如行われ、ケアマネジャー一人あたりのプラン作成が八件まで、報酬はこれまでの半額以下と変更されたため、全国的には予防プラン作成が間に合わないという問題がおきていないか、本村では利用者者に不都合など生じていないか、プランの作成状況について問いました。

福祉部長の答弁では、「要支援一・二の認定を受けた方、ケアプラン作成業務は、委託と直営の二本立てでとりくんでいる。ケアマネジャーの受託業務は一人あたり八件を限度とする旨明確化されているが、経

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

政府関与の抑制については抑制的であることが望ましいと考えている」と答えました。

教育長は「教育に対する

地域包括支援センター
利用者には不都合が生じていないか

大名美恵子議員は、一般質問で、四月に開所した地域包括支援センターの介護予防支援業務に関して取り上げました。

一月に介護報酬改定が突如行われ、ケアマネジャー一人あたりのプラン作成が八件まで、報酬はこれまでの半額以下と変更されたため、全国的には予防プラン作成が間に合わないという問題がおきていないか、本村では利用者者に不都合など生じていないか、プランの作成状況について問いました。

福祉部長の答弁では、「要支援一・二の認定を受けた方、ケアプラン作成業務は、委託と直営の二本立てでとりくんでいる。ケアマネジャーの受託業務は一人あたり八件を限度とする旨明確化されているが、経

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

東海村でテロ防災訓練実施の予定 九月二十九日

国民保護法にもとづくテロ訓練は県としては本年九月二十九日に東海村で行われることになっています。

これには国家機関である自衛隊、警察等が本格的に参加、その指令によって、今

東海村でテロ防災訓練実施の予定 九月二十九日

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

この問題については幼児教育側からの批判もあります。

障害者福祉充実に関する 意見書を議員団として提出

党議員団は、障害者自立支援法施行後、多くの当事者や事業主の方から、「これでは真の自立支援とはいえない」「障害者のくらしが成り立たず、生きる希望が見い出しにくい」「自立するために必要な各施設の利用が閉ざされたも同然」など怒りの声が寄せられていることから、村として、この声に応えた独自策を執ることを求めて、村長に対し次のような意見書を提出することを提案しました。

障害者福祉充実に 関する意見書(案)

四月から施行された「障害者自立支援法」は、現場を直視しない拙速な法成立・施行となつたため、本村においては新制度を理解する時間が不足していること、制度移行のための課題が十分にこなせきれない、事業所においては日割り単位の報酬計算が膨大な実務

量とともに、経営に大きな影響を及ぼしている、利用者においては法の仕組みがよくわからないまま施行日を迎えているなど、関係者間で混乱と不安が広がっています。現に、事業者や当事者からは「障害者生活の実態を知っている人ならこのような法律はつくりたくない。これでは真の自立支援とは言えない」と、悲痛に満ちた声

白方小学校建て替え問題について

日本共産党東海村委員会

老朽化と狭あいが著しい白方小の建て替えに関する問題について、党村委員会

は次のように考えます。昭和五十六年の建築基準法改定以前の建築物である白方小は、文科省の指導にももつとつき、一日でも早い建て替えが求められています。

また、同様の照沼小の建て替えも当然急がれていることから、新校舎建築に向けて着手することは、待たなしの状況にあります。

新校舎建設の場所については、村民の意見を最重視してきましたが、現在地と移転と両者あることから、建設に対する基本的な考え方に立ちかえって、建設準備がすすめられることが重要であると判断いたしました。

しかし、党村委員会として、学校建設を進める基本的な方針については一致していましたが、具体的な建設場所についての一致は得られませんでした。

が聞かれています。

また応益負担(定率一割負担)と自立支援医療導入による医療費の一割負担、食費・水光熱費負担等が利用者の生活に重くのしかかり、十月からの法完全実施にむけての不安はいっそう大きくなっています。

このようなもと、本村においては、障害者が安心して支援が受けられるよう、応益負担制度の撤廃など法そのもの見直しを国に求めると同時に、今後村独自に当事者の負担軽減等、障害者福祉を後退させないための諸施策を講ずることが急がれます。よって、下記事項の実施を求める意見書を提出いたします。

記

一、定率一割負担となるすべての利用料の減免制度を

創設すること。
二、応益負担制度を撤廃するよう国に要求すること。
三、「障害程度区分」認定に

ついては、障害者の生活実態に即した判定となるよう、審査会に専門性を持つスタッフを配置すること。
四、一次判定が、障害者の

生活実態に即して判定されるよう国に要求すること。
五、従来村独自におこなってきた各種助成制度や手当を、在宅福祉サービス等は継続し、サービス内容の現行水準を維持すること。
六、事業者に迫られている

十月からの事業形態の移行に際しては、関係者の意見を十分に聞くこと。同時に利用者にとって新たな負担増やサービスが不足することのないようにすること。
また事業者の撤退を招かない等々、現行福祉水準を維

持するために必要に応じて公的サービス事業を開始するなど独自制度を設けること。
七、障害福祉計画策定にあ

農業も教育も 生かす道を追求しなかつたのか

今度白方小学校の土地買収予算約五億円が計上された補正予算が上程されました。

永井一郎議員は村長に対し、「今度の選択は農業か教育かの選択だとよく言われ

肺炎球菌ワクチンの 予防接種の助成検討

十八年度六月から高萩市は肺炎ワクチンの予防接種に対する助成制度を廃止させました。一般質問の中で永井一郎議員は「老人の肺

るが、そんな政策的な選択はない。村長は総合調整権を持つ立場から、二億円を投入して行った優良農地造成の事業と学校政策という事業をともに生かす道を考えなかつたのか」とただし

炎は非常に死亡率が高いといわれています。本村でも助成制度によって有効な肺炎球菌の接種をすすめてららどうか」と提案しまし

大切なのは、続けたい人 やりたい人を応援する農政

大名美恵子議員は、農業問題で、概略次のように質問しました。

「昨年十月、政府が打ち出した品目横断的安定政策は、具体化が進めばすすむほど実態からかけ離れた問題点が浮き彫りになってい

るのではないかと。第一には、品目ごとの価格対策を廃止したことで、生産の崩壊が広がる。第二には、個別農家では四ヘクタール以上、集団では要件をみたら二十ヘクタール以上の集落首領となり、対策

の対象が限定されたこと。第三には、例え担い手と認定されても経営が安定する保障がないこと。第四には、新対策からはずされる農家は、米作りにもどる可能性が高くなり、生産者米価の下落を一層促進することなどです。

これらは一口で言えば「自由化を一層進め、外国産と競争できない農家はつぶれてもいい」という政策にほかならない。こんな農政に日本と地域の農業、国民の食料の未来を託すことはできない。今重要なのは、続けたい人、やりたい人すべてを大事な担い手として応援する農政ではないか。新対策は見直すべきと考えるが、本村のとり組み

の状況はどのようか。経済環境部長は、「本村

に目を向けていただきた

の認定農業者数は、法人を含めて十六体で、今後指導、育成をしていく。集落首領組織は、久慈川沿い五集落を中心に進めており、最終的には一ないし二集落を目標にしている。

新対策では担い手以外の農家は、麦作経営安定資金の部分が直接の収入減となる。また、経営効果を上げるには大規模化も有力な方法と考えるが、新対策は本気で水田農業を経営する農業者を担い手と位置づける政策。

一方で農作業を委託する道も開けており、効率的な水田農業を確立するといふ点では一つの方法と考える」など答弁しました。

これに対し大名議員は、「白方での説明会の時、説明を聞いていたある方が、他の参加者の意見も聞く中で、思わず涙したということ。農業の先行きが見えなくなってしまうと、後継者もいないと不安と悔しさがこみ上げてきたのだと思います。どうして一生懸命働いてきた人を泣かすような政策を打ち出すのか、認められない気持ちでいっぱいです。村の農政としては、小さい農家も含め、やる気のある農家の育成を図り、地域農業の振興に大いに目を向けていただきた

いと強く要望しました。